別紙８－２

「評議員会の職務等」に関する規定について（第36条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （説明事項）* 本別紙では「評議員会の職務等」に関する規定に関して、その方法等に合わせて４パターン例示する。
* 下表のうち「○」が記載されている事項は決議事項を、記載がない事項は諮問事項を、それぞれ示す。

| **例番号****事項** | 例８－２－１ | 例８－２－２ | 例８－２－３ | 例８－２－４ |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **重要な資産の処分又は譲受け** |  |  |  | ○ |
| **多額の借財** |  |  |  | ○ |
| **予算及び事業計画の作成又は変更** |  |  |  | ○ |
| **役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）** |  |  |  | ○ |
| **寄附行為の　変更（注）** | **ａ） 改正法第23条第１項第４号及び第16号に掲げる事項に関する変更** |  |  |  | ○ |
| **ｂ） 改正法第23条第１項第１号から第３号まで、第５号から第10号まで及び第12号から第15号までに掲げる事項に関する変更** |  |  | ○ | ○ |
| **収益事業に関する重要な事項** |  |  |  | ○ |
| **予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄** |  |  |  | ○ |
| **寄附金品の募集に関する事項** |  |  |  | ○ |
| **改正法第109条第１項第１号に定める事由（理事会の決議による決定）による解散（☆）** |  | ○ | ○ | ○ |
| **合併（☆）** |  | ○ | ○ | ○ |
| **作成例ページ番号** | 123 | 124 | 125 | 126 |

（注）寄附行為に少なくとも定める必要がある項目に関する根拠規定である、改正法私立学校法23条第１項に掲げる事項は次ページのとおり。なお、第11号「会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項」については、本作成例において会計監査人を置くことを規定していないため割愛する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 号番号 | 項目（条文抜粋） | 上表の項目記号 |
| 第１号 | 目的 | ａ） |
| 第２号 | 名称 | ａ） |
| 第３号 | その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。） | ａ） |
| 第４号 | 事務所の所在地 | ｂ） |
| 第５号 | 理事の定数、任期並びに選任及び解任の方法、理事長の選定の方法その他理事に関する事項 | ａ） |
| 第６号 | 理事会の招集その他理事会に関する事項 | ａ） |
| 第７号 | 監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項 | ａ） |
| 第８号 | 評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他評議員に関する事項 | ａ） |
| 第９号 | 評議員会の招集その他評議員会に関する事項 | ａ） |
| 第10号 | 理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項 | ａ） |
| 第12号 | 資産及び会計に関する事項 | ａ） |
| 第13号 | 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する事項 | ａ） |
| 第14号 | 解散に関する事項 | ａ） |
| 第15号 | 寄附行為の変更に関する事項 | ａ） |
| 第16号 | 公告の方法 | ｂ） |

* 評議員会における決議事項及び諮問事項の内容は学校法人の判断に委ねられているが、前ページのパターン表に示す事項のうち（☆）の事項（「改正法第109条第１項第１号に定める事由（理事会の決議による決定）による解散」及び「合併」）を決議事項としない場合には、必ず諮問事項に位置付けることが必要である（前ページの表では「例８－２－１」が該当する）。
* 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課に相談すること。
 |

＜例８－２－１：121ページのパターン表に掲げる事項の全てを諮問事項とする場合＞

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| （評議員会の職務等）第36条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。２　理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。（１）重要な資産の処分又は譲受け（２）多額の借財（３）予算及び事業計画の作成又は変更（４）役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更（５）寄附行為の変更（６）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄（７）寄附金品の募集に関する事項（８）私立学校法第109条第１項第１号に定める事由による解散（９）合併（10）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの | * 収益事業を行う場合には、第５号として「収益事業に関する重要な事項」を追加するとともに、左欄の第５号以降の規定を１号繰り下げること。
 |

＜例８－２－２：121ページのパターン表のうち「解散」及び「合併」のみを決議事項とする場合＞

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| （評議員会の職務等）第36条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。２　理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。（１）重要な資産の処分又は譲受け（２）多額の借財（３）予算及び事業計画の作成又は変更（４）役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更（５）寄附行為の変更（６）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄（７）寄附金品の募集に関する事項（８）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの３　評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。（１）私立学校法第109条第１項第１号に定める事由による解散（２）合併 | * 収益事業を行う場合には、第５号として「収益事業に関する重要な事項」を追加するとともに、左欄の第５号以降の規定を１号繰り下げること。
 |
|  |  |

＜例８－２－３：121ページのパターン表のうち「解散」、「合併」及び「改正法第23条第１項第１号から第３号まで、第５号から第10号まで及び第12号から第15号までに掲げる事項に関する変更」のみを決議事項とする場合＞

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| （評議員会の職務等）第36条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。２　理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。（１）重要な資産の処分又は譲受け（２）多額の借財（３）予算及び事業計画の作成又は変更（４）役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更（５）私立学校法第23条第１項第４号及び第16号に掲げる事項に関する寄附行為の変更（６）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄（７）寄附金品の募集に関する事項（８）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの３　評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。（１）私立学校法第23条第１項第１号から第３号まで、第５号から第10号まで及び第12号から第15号までに掲げる事項に関する寄附行為の変更（２）私立学校法第109条第１項第１号に定める事由による解散（３）合併 | * 収益事業を行う場合には、第５号として「収益事業に関する重要な事項」を追加するとともに、左欄の第５号以降の規定を１号繰り下げること。
 |

＜例８－２－４：121ページのパターン表に掲げる事項の全てを決議事項とする場合＞

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| （評議員会の職務等）第36条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。２　評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。（１）重要な資産の処分又は譲受け（２）多額の借財（３）予算及び事業計画の作成又は変更（４）役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更（５）寄附行為の変更（６）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄（７）寄附金品の募集に関する事項（８）私立学校法第109条第１項第１号に定める事由による解散（９）合併（10）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの | * 収益事業を行う場合には、第５号として「収益事業に関する重要な事項」を追加するとともに、左欄の第５号以降の規定を１号繰り下げること。
 |